

【1998年3月6日】日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置について（諮問書、要綱）
年金審議会（第16回）

平成10年3月6日

年金審議会

会長 京極 純一 殿

厚生大臣 小泉 純一郎

諮問書

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置を別添のとおり設けることについて、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第5条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第6条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

日・独社会保障協定（仮称）の実施に伴う厚生年金保険制度及び
国民年金制度の特例措置案要綱

第1 特例措置の目的

日・独社会保障協定（以下「協定」という。）を実施するため、厚生年金保険制度及び国民年金制度について、被保険者の資格、給付の支給要件、給付の額等に関する特例を設けること。

第2 被保険者の資格に関する特例

1 共通事項

現行の厚生年金保険又は国民年金の被保険者となる者であっても、次のいずれかに該当するものは被保険者としなないこと。

- (1) 日本国の領域内で就労する者であってドイツの年金制度への強制加入に関するドイツの年金法令の適用を受けるもの（原則として滞在が5年以内の者）
- (2) ドイツの領域内で就労する者であってドイツの年金制度への強制加入に関するドイツの年金法令の適用を受けるもの（協定の規定によりドイツの年金法令の適用を

免除することとされた者を除く。)

2 国民年金に関する事項

(1) 1の(1)に該当する者に随伴する配偶者及び子は、国民年金の被保険者としな
こと。

(2) ドイツに通常居住するドイツ国民等であって日本の年金制度に60月以上保険料を
納付した者は、国民年金の任意加入被保険者となることができることとする。

第3 給付の支給要件に関する特例

ドイツの年金制度へ保険料を納付した期間(以下「ドイツ保険料納付期間」という。)を有する者であって、厚生年金保険又は国民年金の給付の受給資格要件を満たさないものについて、以下の特例を設ける。

1 ドイツ保険料納付期間等の算入

老齢厚生年金等の受給資格要件たる期間を満たさない者について、その者のドイツ保険料納付期間等を厚生年金保険の被保険者期間等に算入すること。

2 納付要件におけるドイツ保険料納付期間の考慮

障害厚生年金等の納付要件を満たさない者について納付要件に関する規定を適用する場合においては、その者のドイツ保険料納付期間を国民年金の保険料納付済期間とみなすこと。

3 障害厚生年金等の支給要件の特例

ドイツ保険料納付期間中に初診日又は死亡日がある者について、障害厚生年金等の支給要件に関する規定を適用する場合においては、当該初診日又は死亡日において厚生年金保険又は国民年金の被保険者であったものとみなすこと。

第4 給付の額に関する特例

第3の特例により給付の受給資格要件を満たした者に支給する額について、以下の特例を設ける。

1 給付の額に関する期間比例計算

老齢厚生年金の加給等、厚生年金保険の被保険者期間が一定期間を満たす場合に定額が支給される給付の額は、当該定額に厚生年金保険の被保険者期間を当該一定期間で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 給付の額に関する按分計算

(1) 障害厚生年金の配偶者加給等、被保険者期間に関わらず定額が支給される給付の額は、当該定額をドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間等とで按分した額とする。

(2) 厚生年金保険の被保険者期間が300月に満たないときに支給される障害厚生年金又は遺族厚生年金の額は、日本の被用者年金制度に加入した期間に応じた額と、被

保険者期間が300月あるものとして計算した額と当該加入した期間に応じた額との差額をドイツ保険料納付期間と日本の被用者年金制度に加入した期間とで按分した額とを合算した額とする。

3 従前額の保障

1 及び 2 の特例によりその額が計算された給付を受給することにより、従前から受給していた額よりも少ない額を受給することとならないよう、所要の措置を講じる。

第5 施行期日

この特例措置は、協定の発効日から実施すること。

第6 その他

ドイツ年金の申請書を社会保険庁長官が受理すること等、協定を実施するため必要な措置を設けること。